支部保険者機能強化予算（案）の概要

資料3

«現行の支部の予算の概要»

- 協会の予算（業務経費等の事務費）は、ジェネリック医薬品の軽減額通知や健診費用の補助等の費用に充てる本部で扱う予算のほか、支部で扱う予算がある。この支部で扱う予算については、以下の３つに大別できる。

  ① 審査医師への謝金や支部事務室賃料など、支部の基本的な業務運営に必要な予算（基礎的業務関係予算）
  ② 医療費適正化対策や広報・意見発信など、地域の実情等を踏まえた取組を推進するために必要な予算（特別計上関係予算）
  ③ 受診勧奨対策や重症化予防対策など、保健事業における重点的な取組を推進するために必要な予算（保健事業予算）

- このうち、②の特別計上関係予算については、支部の裁量により予算を増額することもできたが、予算枠を超えた分については、支部保険料率（都道府県単位保険料率）に直接的に反映させる仕組みとしていた。

«問題点»

- ②の特別計上関係予算については、協会発足時に策定された仕組みであるが、現在の協会の基本方針である医療費適正化等の保険者機能の推進に積極的な支部ほど支部保険料率が上昇するリスクがあり、各種取組に消極的にならざるを得ない部分もあった。
- ③の保健事業予算については、措置対象が年々追加され、予算の枠組みについても分野毎に分かれているなど、本部・支部ともに事務処理が煩雑となっていた。

«平成31年度からの支部の予算体系»

➢ **医療費適正化等の保険者機能を発揮するべきとの支部評議会でのご意見も踏まえ、平成31年度から支部の予算について、新たな予算体系へと変更する。**

- 平成31年度からは、特別計上関係予算については廃止し、①基礎的業務関係予算、②支部医療費適正化等予算、③支部保健事業予算の予算体系へと変更する。
- このうち、②及び③の予算については、「**支部保険者機能強化予算**」として、予算の枠組みとしては一本化するなど支部が扱いやすいものとした上で、協会の将来的な医療費の節減につなげていくことを目的に、支部の予算額についても拡充する。

≪見直しのイメージ≫

これまでの予算体系

①基礎的業務関係予算

予算枠

②特別計上関係予算

企画・サービス向上関係経費　　全体予算枠（4億円程度）

全額が特別計上

超過分が特別計上

予算枠
支部毎に
300万円
＋
1億円を
事業所数等
で按分

医療費適正化対策　　広報・意見発信

③保健事業予算

保健事業経費　　全体予算枠（35億円程度）

予算枠　予算枠　予算枠

受診勧奨対策経費　　重症化予防対策経費　　事業者健診データの勧奨経費

※ 上記予算分野は一例であり、実際はこれ以外の分野もあります。

見直し

これからの予算体系

支部保険者機能強化予算

①基礎的業務関係予算

予算枠

②支部医療費適正化等予算

企画・サービス向上関係経費　　全体予算枠（8億円程度）

分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。

医療費適正化対策

広報・意見発信

全体予算枠について、支部毎に配分。

③支部保健事業予算

保健事業経費　　全体予算枠（40億円程度）

分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。

健診関係

保健指導関係

重症化予防対策

その他
（コラボヘルス等）

全体予算枠について、支部毎に配分。

単位：千円

支部医療費適正化等予算	10,777
■ **医療費適正化対策経費**	**4,040**
● 薬剤師会と連携したジェネリック医薬品の使用促進	
・薬剤師会と連携してリーフレットを作成・配布し、メディアを活用した広報を実施する。	
■ **広報・意見発信経費**	**6,737**
● 紙媒体による広報	
・事業所や加入者の方に健康保険制度や健康づくりなどの広報を定期的に実施する。	
● 県内の卒業生に配布される記念新聞を活用した広報	
・県内の高校を卒業される学生向けの記念新聞を活用して、健康保険に関する広報を掲載する。	
● 関係団体とのイベントの開催	
・関係団体が行うイベント等で健康相談などを実施し、生活習慣改善のきっかけづくりを行う。	
● 関係団体と連携した地域医療構想の周知アンケート	
・関係団体と連携してパンフレットの作成・配布及びアンケートを実施し、わかりやすい広報を実施する。	

単位：千円

支部保健事業予算（※主な事業）	43,731
■ **保健指導委託費経費**	**2,388**
● 保健指導関係委託費 ・健診当日初回面談実施が可能な健診機関と生活習慣改善効果を評価するための中間血液検査実施機関を拡充する。	
■ **健診及び保健指導に係る事務経費**	**26,418**
● 集団健診 ・ショッピングモールや休日健診会場など利便性や加入者ニーズに答え、すでに実施している県内約300会場での集団健診をさらに充実させる。 ・特定健診項目に骨密度検査等のオプショナルの検査項目を加え、被扶養者の受診動機を強める。	
● 事業者健診の結果データの取得 ・定期健康診断（労働安全衛生法）健診結果データ作成業務の覚書締結機関を拡大する。 （同意済事業所からの委任状により、データ作成業務を受診健診機関に依頼。協会より手数料を支払う）	
● 健診推進経費 ・生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨を生活習慣病予防健診機関に委託する。 （昨年度実績を参考に受託機関と協会双方で、受診目標数を設定。受診目標数を超えた実績に対して対価を支払う）	
● 健診受診及び保健指導利用勧奨等経費 以下により、健診・保健指導未実施事業所への勧奨を推進する。 ・協会独自の集団健診や市町村健診スケジュールにあわせた勧奨案内の送付。 ・新規適用事業所、任継加入者ならびに被保険者自宅への勧奨案内の送付。 ・生活習慣病申込み受理事業所への特定保健指導の事前周知文書の送付。 ・被扶養者特定保健指導未利用者への協会保健師による無料特定保健指導会場の案内。	

■ **その他保健事業経費** **14,925**

● コラボヘルス事業

・健康宣言事業所の健康づくり取組を、保健師と管理栄養士が継続サポートする。健診結果や食事調査、健康意識調査の結果から健康状態、生活習慣、健康行動パターンの傾向を分析し、業種業態の特性に合わせた改善策に取り組む。（30年度11か所実施）

● 未治療者受診勧奨

・健診結果で高血圧高血糖状態にある方を抽出し、文書や保健師の面談により、早期病院受診を勧める。
・特に鹿児島県の共通課題である脳卒中対策に関して、県、市町村、健診機関との連携強化に努める。

● 重症化予防対策

・健診結果からＣＫＤ（慢性腎臓病）や糖尿病性腎症のリスクを持つ方を抽出し、透析への移行を阻止するため、早期病院受診を勧めるとともに、かかりつけ医と連携した保健指導を実施する。
・鹿児島県の共通課題である糖尿病腎症とＣＫＤに関して、県、市町村、健診機関との連携強化に努める。

● その他の保健事業（勧奨事業等）

・産業医と連携した特定保健指導を推進する。
・社会保険労務士会への事業者健診データ提供勧奨事業を委託する。